

里親家庭で生活する子どもの権利擁護推進のため
の第三者関与の仕組みについて（答申）

令和5年（2023年）2月

中野区児童福祉審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 背景	3
(1) 社会的養護の下にある子どもの権利を尊重した取組の現状	3
(2) 法改正の動き	3
(3) 中野区取組	4
3. 里親家庭で生活する子どもの権利擁護推進のための第三者関与の仕組みについて	6
(1) 視点1	
子どもが声を伝えやすい仕組みづくりや子どもの声を聴くことの専門性の醸成	7
(良い体験を積み重ねること)	7
(年齢・特性への配慮、関係性の構築)	7
(子どもが声を伝えやすい環境整備)	8
(アドボケイトの専門性)	8
(2) 視点2	
里親家庭への丁寧な仕組みへの理解促進、信頼感の醸成	9
(里親家庭の養育の支援)	9
(里親家庭への仕組みの周知等)	9
(3) 視点3	
子どもの声の対応経過の共有	10
参考資料	11
参考資料1	… 中野区児童福祉審議会条例
参考資料2	… 中野区児童福祉審議会里親認定部会事務取扱要領
参考資料3	… 第1期中野区児童福祉審議会委員名簿
参考資料4	… 中野区児童福祉審議会里親認定部会審議経過
参考資料5	… 実践者ヒアリング概要

1 はじめに

中野区児童福祉審議会里親認定部会(以下「部会」と表記)では、設置(令和4年(2022年)4月13日)と同時に区長から「里親家庭で生活する子どもの権利擁護推進のための第三者関与の仕組みについて」諮問を受け審議を進めてきました。

里親家庭を含む社会的養護の下で、子どもの声を聴き、その声を尊重する関わりは、児童相談所、一時保護所、里親家庭、児童養護施設等、子どもの処遇に直接関わる機関において実践されているほか、第三者が様々な形で関与したり、児童福祉審議会等が対応について調査・審議したりという仕組み等が整備されています。

しかしながら、それらが子どもにとって安心し、信頼できるものとして有効に機能しているとは言いがたい状況があります。また、現状、里親家庭に関しては、第三者が定期的に関与する仕組みがありません。

こうした中、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)により、児童の意見聴取等の仕組みの整備が規定され、令和6年(2024年)4月に施行されます。

部会ではこうした背景を踏まえるとともに、国が実施した当事者(子ども、里親等)ヒアリングの内容を参考としたり、部会として子どもの声を聴く取組の実践者へ直接ヒアリングを行ったりすることで、より現場の声を聴き、実態にあわせた審議を進め、3つの視点(子ども、里親家庭、仕組みの見える化)について仕組みの構築に向けた留意点を示し、答申としてとりまとめました。

社会的養護の下にある子どもは、様々な家庭環境等により、意見を伝えることを抑えられていたり、意見を出しても聴いてもらえない体験を積み重ねていたりすることが少なくありません。そうした中で些細なことでも自分の意思を伝えることが難しい状況が生じている場合もあります。

こうした影響下では、子どもが成長していく過程で生じる様々な課題に対して自ら解決に向けて主体的に動く力を育むことは容易ではありません。

そうした子どもにとって、子どもの隣にいて、子どもの声に耳を傾け、考えを整理することを手伝ってくれたり、意見を伝えることを助けてくれたり、本人に代わって伝えてくれたりする存在が近くにいることは非常に重要なことです。

また、里親は家庭の中で日々子どもと向き合い、個々の状況に応じた養育を行っています。社会的養育という位置付けや役割を理解していても、そうした日常の中に第三者が関与することに、一定の負担感や抵抗感を感じるということは想像できます。第三者関与の仕組みの構築は、そうした状況に思いを巡らせるとともに、こうした仕組みが里親家庭の生活における里親・里子等の相互理解や、子どものエンパワメントにつながるものとして受け止められるよう、進めることが求められます。さらに、仕組みが一旦構築された後も、子どもの権利擁護の推進に資する内容となっているか定期的に点検し、改善に取り組み続けることも必要です。

中野区において、里親家庭で生活する子どもの声をアドボケイトが聴き、尊重する仕組みが形骸化することなく、子どものエンパワメントにつながるものとなること、また、こうした取組が社会的養護下にあるすべての子どもや、ひいては地域に暮らす子ども全体に広がっていくことを期待します。

令和5年(2023年)2月16日

中野区児童福祉審議会 里親認定部会
部会長 上鹿渡 和宏

2 背景

(1) 社会的養護の下にある子どもの権利を尊重した取組の現状

社会的養護の下で子どもの声を聴き、その声を尊重する取組は、児童相談所、一時保護所、児童養護施設、里親家庭等において、子どもとの関わりを通じて様々な形で実践されています。

第三者が関与する仕組みとしては、子どもの権利ノート等の発行・説明により子どもの権利について伝え、意見を聴取する機関がある事を示す取組や、権利侵害について児童福祉審議会や東京都権利擁護事業が関与する仕組み、民間事業者による取組等が広く行われています。

また、一時保護所や児童養護施設等の多くにおいては、弁護士等の第三者が定期的に訪問して子どもの声を聴き取ったり、意見箱を配置したり、第三者評価を受審するなどの取組が行われています。

社会的養護の下にある子どもは様々な課題や困難等を抱える生活環境で暮らす中で、意見を伝えることを肯定的に捉えることが難しい状況であることが少なくありません。そうした子どもにとって、これまでの仕組みが安心し、信頼できるものとして有効に機能しているとは言いがたい状況があります。また、現状、里親家庭に関しては、第三者が定期的に関与する仕組みがありません。

(2) 法改正の動き

① 児童福祉法等の改正

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)により、児童の意見聴取等の仕組みの整備が規定され、令和6年(2024年)4月に施行されます。法律では、以下の点について位置付けがなされました。

ア 子どもの権利擁護に係る環境整備

都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所処置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

イ 児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等

都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施すること。

子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して

措置等を行うために、あらかじめ、年齢発達の状況その他の子どもの事情に応じて意見聴取その他の措置を講じなければならない。

ウ 意見表明等支援事業

児童相談所長等の意見聴取等の義務対象となっている子ども等を対象とし、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明支援員)が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勧告して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

② こども基本法の成立

これまで日本には、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を包括的に保障する基本法が存在しませんでした。令和4年6月にこども基本法(令和4年法律第77号)が成立し、令和5年4月から施行されます。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

すべての子どもが、個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

(3) 中野区の実践

① 中野区子どもの権利に関する条例の制定

区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、令和4年3月に中野区子どもの権利に関する条例(令和4年条例第16号)を制定し、同年4月に施行しました。条例には、子ども権利の保障の基本理念、区、区民、事業者等の役割、場面ごとに特に保障されるべき権利や子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組、子どもの権利の相談及び侵害からの救済の仕組み等を定めています。

② 中野区児童相談所の取組

中野区児童相談所は令和4年(2022年)4月に設置され、「家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みをつくることをあらゆる人と手を携えて支える」ことを相談援助の基本としています。子どもから話を聴き、子どもの思い・願いを支援の中心において、大切にしていけることを支援の姿勢としています。

その上で、児童相談所の措置等においては、子どもの意見や意向を勘案し、子どもの最善の利益を考慮して行うという理念のもと運営されています。

一時保護所では、個室を中心としたプライベートに配慮した居室生活等を整備し、12人定員という小さな規模で個々にあわせた支援に努めています。

独自の取組事例として、○子どもの権利や意見表明等の説明や対応が記載された入所のしおり及び意見箱投函用の意見記載用紙を個別配付、○子どもの心理教育や意見表明機会の確保、○意見箱の設置、○第三者委員が一時保護所へ訪問し子どもの声を聴き取る取組等があります。

3 里親家庭で生活する子どもの権利擁護推進のための第三者関与の仕組みについて

子どもに関することが決められ、行われるときは、子どもの意見や意向を子どもの発達に応じて十分に考慮し、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えることが大切です。

しかしながら、社会的養護の下にある子どもは様々な課題や困難等を抱える生活環境で暮らす中で、自らの意見を安心して伝えることが難しい状況であることが少なくありません。そうした子どもたちにとって、子どもの隣に寄り添い、自分の思いを声に出すことを手伝ってくれたり、誰かに自分の考えを伝えることを助けてくれたりする存在は非常に重要です。そうした存在とのやりとりの積み重ねが、子どもが社会と関わりながら、成長する中で経験する様々な課題に対して主体的に動いていく力を育むことにつながっていくものと考えます。

これは、子どもの意見や意向を状況や成長発達等による変化も含めて考慮し、子どもの最善の利益を踏まえた決定が行われるための環境整備の中で、もっとも重要な要素の一つです。

こうしたことを踏まえ、諮問事項である里親家庭で生活する子どもの声を第三者（以下「アドボケイト」と表記する。）が聴き、尊重をする仕組みの構築にあたっては、仕組みが形骸化することなく、子どものエンパワメントにつながるものとなるよう、以下の視点を踏まえたものであるべきと考えます。

視点1

子どもが声を伝えやすい仕組みづくりや子どもの声を聴くことの専門性の醸成

視点2

里親家庭への丁寧な仕組みへの理解促進、信頼感の醸成

視点3

子どもの声の対応経過の共有

また、実際に事業を実施するにあたっては、3つの視点ごとに特に次の点について留意すべきと考えます。また、事業実施後においても子どもの権利擁護の推進に資する内容となっているか点検し、必要な見直しを行う必要があることを申し添えます。

(1) 視点1

子どもが声を伝えやすい仕組みづくりや子どもの声を聴くことの専門性の醸成

(良い体験を積み重ねること)

児童相談所が相談援助の場面で関わる子どもは、様々な課題や困難を伴う環境の下で暮らす中で、「声を出す」「出せるんだ」「人に伝えて大丈夫」というイメージを育みにくい状況であることが少なくありません。

子どもの声を聴く仕組みを子どもにとって信頼できるものとするためには、子どもが自分の気持ちに気がついて、それを声にして、聴いてもらうという体験を小さいときから積み重ねることの大切さを踏まえ、取組を進めることが重要です。

今回は、里親家庭で生活する子どもを対象とした仕組みについて諮問を受け検討を進めていますが、そうした仕組みの土台として、児童相談所の関わりの中で子どもが声を聴かれる良い体験を積み重ねることができる機会を確保する必要があります。有効な手段の一つとして、子どもが一時保護となっている段階からそうした機会を確保することが考えられます。一時保護の期間に、子どもにとって安心、安全が確保された中で、一時保護所の取組や、第三者の関与を通じて、「自分の思い等を声に出してみる」ことや「自分の声大切に受け止めてもらえた」という体験を重ねることから始めていけると、子どもは声を出すこと、声を聴いてもらうことに良いイメージを持つことにつながりやすいと考えます。また、一時保護という限られた期間において体験を積み重ねるためには、週1回程度など定期的に仕組みに触れる機会を確保することが必要です。

加えて、こうした良いイメージの積み重ねを継続し、子どもをエンパワーするものとして定着を図るためには、一時保護の段階から里親等への委託後も、アドボケイトが継続して、一定の程度で関わるができる仕組みとするとともに、一時保護や里親委託解除後も一定期間関わりを継続する必要があると考えます。

また、一時保護だけでなく、施設からの里親委託も多いことから、その間の継続性についても意識していく必要があります。

(年齢・特性への配慮、関係性の構築)

子どもの声を聴くためには、年齢や特性に応じた工夫をすることが重要です。

子どもが安心して話すことができる関係性を築くには、どんな人がどんな風に声を聴きに来るのかイメージを持ってもらうことが必要であると考えます。その手段として、次のような取組が考えられます。

- ・リーフレット等で目に見える形で「声を聴く」仕組みを伝える
 - ・子どもと一緒にリクリエーションに参加
 - ・ポスター等の掲示でアドボケイトの人となりをお知らせする
- 「声を聴く」ことに着目しすぎず待つ姿勢をもつことも必要です。

また、里子は日々の暮らしの中では同じ経験をもつ子どもと出会う機会が多くはありません。里子同士が気軽に交流できるイベント等は、里子が安心して声を出したり、思いを共感、共有し合ったりできる機会の一つやきっかけづくりにつながるものと考えます。

(子どもが声を伝えやすい環境整備)

子どもが声を発しやすい環境をつくるためには、子どもたちの置かれた環境に配慮し、オンラインや電話、手紙など様々な媒体を用意することや、話をする場所を子どもと相談して決めるなど、子どもが声を上げやすい方法や環境を選択できるよう工夫することも重要です。

そのためには、学校等の関係機関との連携にも工夫できる点があると考えます。

(アドボケイトの専門性)

アドボケイトは子どもの隣で子どもの声を聴き、その声を尊重し、子どもをエンパワーする存在であり、解決に向けて事柄を調整する役割を持つものとは分けて考えます。

アドボケイトにおける専門性とは、子どもの権利擁護にかかる理解とともに、子どもが気持ちや考えを整理し言葉にすることの手助けや、年齢に応じた配慮等にかかる知識やスキルなどの習得していることと考えます。

子どもの安全に関わる事項についての取扱い、子どもへのフィードバック等について、アドボケイトが適切に対応できるような体制を構築して実施する必要があります。

子どもの話には答えがないことも多くあります。アドボケイトはそういうものに向き合い続ける姿勢を大事にすべきと考えます。

アドボケイトにこうした専門性にかかる研修受講等を義務づけるなど、子どもの安心につながる仕組みの質の確保を確実に行う必要があります。

(2) 視点2

里親家庭への丁寧な仕組みへの理解促進、信頼感の醸成

(里親家庭の養育の支援)

中野区の児童相談所における里親家庭への支援については、東京都から引き継がれたチーム養育体制を土台として行われています。チーム養育体制では、児童相談所(里親支援を担当する児童相談所、委託児童を担当する児童相談所)、里親支援機関、児童養護施設等に配置される里親支援専門相談員、里親を構成員とする団体、地域の関係機関等、様々な機関が里親家庭と関わり、里親が里子を養育することを支えています。児童相談所はこうした仕組みの下で里親家庭を支える基盤をしっかりとつくることに努めなければなりません。

(里親家庭への仕組みの周知等)

里親家庭がチーム養育体制により様々な機関との関わりを持つ中で、さらにアドボケイトの関与が加わることは、里親家庭にとって負担感や不信感を抱くことにつながりかねません。そうした状況を理解して、里親家庭へのアドボケイトの関与の仕組みについて、位置付けや役割を明確に整理し、里親家庭に伝える必要があります。

里親家庭の理解を得るためには、里親や子どもにとってのこの仕組みのメリットをわかりやすく伝え、評価されない、自分にとってネガティブなことが起こらないと感じてもらうことが大切です。

この仕組みにかかる里親からの意見を受けとめ、配慮や工夫等を一緒に考えながら、具体的な取組を進める必要があります。

様々な媒体や機会をとおして、里親家庭へ「子どもの声を聴く」ことの重要性や仕組みについて伝え続けることを基本とし、特に、里親認定研修等、里親家庭の多くが関わる機会に、この仕組みの意義を伝えることが有効と考えます。

また、一時保護の段階から里親等への委託後も、聴き取る人が継続して、一定の程度で関わるができる仕組みとすることは、里親にとっても里子にとっても仕組みを信頼できるものと感じることにつながると考えます。加えて、里親委託の多くが施設から行われることとなることから、その間の継続性についても意識していく必要があります。

里親家庭で生活する子どもである「実子」も、里親や里子とは異なる視点で様々な思いを抱いて日々の生活をおくっています。社会的養護に関わる子どもとして「実子」についても声を聴く対象とすることが、仕組みが里親家庭の実態をより踏まえたもの

として機能することにつながると考えます。

(3) 視点3

子どもの声の対応経過の共有

自分が話したことがどのように取り扱われるかというのは、子どもにとって非常に重要な関心事です。子どもにとって信頼できる仕組みとしていくためには、子どもにわかりやすい形で、どのような対応をしているか経過を伝えていく必要があります。

アドボケイトが聴き取った子どもの声の取扱いは、子どもの意向を聴き取り、一緒に確認すべきと考えます。取り扱われ方としては、「子どもと一緒に意見や意向等を伝える」「子どもに替わって、意見や意向等を代弁する」「どこにも伝えずに聴くのみとする」等が考えられます。

アドボケイトは子どもの隣で子どもの声を聴き、その声を尊重し、子どもをエンパワーする存在であり、解決に向けて事柄を調整する役割を持つものとは分けて考えます。

子どもの安全に関わる事など、大人として子どもの意向とは異なる行動が必要な場合も想定されます。そうした場合にも、子どもにわかりやすく伝え理解を求めることが大切です。

アドボケイトが聴き取った子どもの声がどのように取り扱われているのか、経過や結果について子どもへ何らかの形でフィードバックする仕組みが必要です。

また、結果を伝える場合は、子どもの声への対応が実現できない場合も含めてフィードバックすることが大切です。できること、できないこともきちんと説明していくことで子どもが「応じてくれた」「対話してくれた」という実感を持つことにつながっていくと考えます。

全ての年齢や特性を踏まえて対応することは難しい状況があることも想定されますが、実施経過を踏まえながら全ての子どもの権利擁護にかなうものとなるよう検討を継続していく必要があります。

参 考 资 料

中野区児童福祉審議会条例

令和3年12月15日

条例第36号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 法第8条第1項から第3項までに規定する事項
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条に規定する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が任命する。

- (1) 審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員の全部が新たに任命された後の最初の審議会については、区長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の会議に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(臨時委員)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから区長が任命する。
 - (1) 前項の特別の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、前項の特別の事項の調査審議の内容を勘案し、区長が適当と認める者
- 3 臨時委員の任期は、任命の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する部会員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「部会員の」と、「任命された」とあるのは「指名された」と、「区長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

7 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委員等以外の者の出席等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。部会についても、同様とする。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、子ども教育部において処理する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による委員の任命に係る手続又は第7条第2項の規定による臨時委員の任命に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

3 中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

[次のよう省略]

(中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

4 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年中野区条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のよう省略]

中野区児童福祉審議会里親認定部会事務取扱要領

令和4年4月13日

3中子政第192号

この要領は、中野区児童福祉審議会条例(令和3年中野区条例第36号。)第8条第1項の規定に基づき設置された中野区児童福祉審議会里親認定部会(以下「部会」という。)において取り扱う事項について定める。

1 部会へ諮問・報告する事項

部会へ諮問・報告を行う事項については以下のとおりとする。

(1) 諮問事項

- ①里親(養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親)の認定に係るもの
- ②里親の登録の更新・継続が不相当及び適否の確認を要するもの
- ③その他、児童相談所長又は子ども教育部長が必要と判断したもの

(2) 報告事項

- ①里親の登録の更新を行った件数
- ②その他、児童相談所長又は子ども教育部長が必要と判断したもの

(3) 諮問事項の提出方法

① (1) 諮問事項①を提出する場合

(1) 諮問事項①に規定する事項を提出する場合は、里親認定登録申請書及びその参考となる資料を提出する。

② (1) 諮問事項②を提出する場合

(1) 諮問事項②に規定する事項を提出する場合は、里親認定・登録事項等に関する届及びその参考となる資料を提出する。

③ (2) 報告事項①に規定する事項を提出する場合は、別記様式1を提出する。

④ (1) 諮問事項③及び(2) 報告事項②に規定する事項を提出する場合は、参考となる資料を提出する。

⑤資料の提出期限

(1) ①②及び(2) ①の資料は、児童相談所長が決定し、資料を原則として部会開催日の14日前までに児童福祉審議会事務局へ提出する。

(1) ③及び(2)②の資料は、部会に諮問又は報告が必要と判断した児童相談所長又は子ども教育部長が決定し、資料を原則として部会開催日の14日前までに児童福祉審議会事務局へ提出する

(4) 部会への出席・資料説明者

部会への出席及び資料説明者は、原則、児童相談所長、児童相談所副所長、里親担当者とする。

2 会議の運営

(1) 部会は、原則として2ヶ月に1回開催する。

(2) 部会の定足数は中野区児童福祉審議会条例に基づき半数以上とする。また、議決は出席部会員の過半数で決定し可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(3) 児童相談所長等から諮問がない場合は、原則として部会を開催しない。ただし、部会長が必要と認めるときはこの限りではない。

(4) 会議及び会議資料は非公開とする。

(5) 部会の庶務は、子ども・教育政策課において処理する。

3 その他

その他必要事項は、児童相談所と子ども・教育政策課が協議して決定する。

第1期中野区児童福祉審議会委員名簿(令和5年2月現在)

(50音順 敬称略)

区分	氏名	役職等
委員	あきやま ちえこ 秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長
委員	かたくら あきこ 片倉 昭子	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター理事
委員	かみかど かずひろ 上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
委員長	かわまつ あきら 川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 教授
委員	きむら あゆみ 木村 あゆみ	日本公認会計士協会東京会中野会
委員	くろだ くにお 黒田 邦夫	社会福祉法人 愛恵会乳児院施設長
委員	さくらい なつこ 櫻井 奈津子	東洋英和女学院大学人間科学部保育子ども学科非常勤講師
副委員長	しんかい よしみ 新開 よしみ	東京家政学院大学現代生活学部児童学科 教授
委員	たかだ まきこ 高田 真規子	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター理事
委員	たばた ちさ 田畑 智砂	弁護士
委員	のざわ さちこ 野澤 さちこ	東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター (Cedep) 准教授
委員	ふじおか たかし 藤岡 孝志	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉援助学科 教授
委員	やまもと ゆういちろう 山本 雄一郎	弁護士

退任された委員(役職は在任中のもの)

氏名	役職等	在任期間
すずき よしあき 鈴木 芳明	日本公認会計士協会東京会中野会	R4. 4. 1~R4. 4. 27

里親認定部会委員名簿

(50音順 敬称略)

	氏名	役職等
部会長	かみかど かずひろ 上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
委員	くろだ くにお 黒田 邦夫	社会福祉法人 愛恵会乳児院施設長
委員	さくらい なつこ 櫻井 奈津子	東洋英和女学院大学人間科学部保育子ども学科非常勤 講師
委員	たかだ まきこ 高田 真規子	社会福祉法人 子どもの虐待防止センター理事
委員	たばた ちさ 田畑 智砂	弁護士

中野区児童福祉審議会里親認定部会審議経過

開催日	会議	主な審議内容
令和4年4月13日	第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱式 ○ 委員長、副委員長の互選 ○ 部会の設置 ○ 諮問
令和4年4月13日	第1回 里親認定部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部会長の互選 ○ 審議の進め方について
令和4年6月23日	第2回 里親認定部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状と課題、方向性について ・検討の範囲と論点整理 ・先進事例の紹介
令和4年8月25日	第3回 里親認定部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践者ヒアリング ・里親、里子のセルフアドボカシーの実践 ・社会的養護のもとにある子どもの声を聴く実践 ○ 実施可能な方法案の検討 ・第三者の関与による意見表明支援フロー ・論点ごとの意見を踏まえた対応案
令和4年9月2日 (オンライン開催)	里親認定部会事 務局ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践者ヒアリング ・子どもアドボカシー実証モデル事業の紹介 ・実施可能な方法案の検討
令和4年10月20日	第4回 里親認定部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申の構成、骨子(案)の検討
令和4年12月22日	第5回 里親認定部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申(案)の検討
令和5年2月16日	第6回 里親認定部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申(案)の決定

実践者ヒアリング概要

【里親、里子のセルフアドボカシーの実践ヒアリング】

一般社団法人グロウハッピー 代表理事 齋藤直巨 氏

<p>事業概要</p>	<p>○ナイス！な親プロジェクト」概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども会議、おとな会議など1年間で全12回の会議。参加者は子ども・里親・専門家。 ・こども会議：9歳から24歳までの里親や養護施設を経験した子ども6名。飛び入り参加含めて33名参加。 ・おとな会議：現役の里親9名。飛び入り参加含めて52名参加。こども委員も自発的に参加あり。 ・専門家委員：精神科医、弁護士、施設職員など。こども会議、おとな会議どちらにもファシリテーターとして参加。 <p>○会議の内容・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉とイラストでブレインストーミングをして、心にフィットしたそれぞれの言葉探し。 ・明確なゴールは設定せず、それぞれの会議体（こども会議、おとな会議）なりの答えを見つけるという基本軸で、みんなが心地よい合意点を探した。 ・結果として、こども会議からは子どもの考えるナイスな社会、おとな会議からは里親の子育てスキル12カ条ができた。 ・会議で話し合ったことをまとめたイエローブックを作成。子どもが言葉や構成を決め、大人のフィルターをかけないということを大切にしたい。 <p>○こども会議のコツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きちんとしなくていい環境での話し合い。 ・利害関係のないファシリテーター（違う視点で自分を見てくれるという人）の存在。 ・子ども自身が自分のコネクションを広げていくという意味でも専門家委員の存在が重要。 <p>○その他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対話型発表会：全12回、オンライン開催。こども委員が司会で、12カ条それぞれの意味やどんな思いが込められているかを伝える。 ・わたし会議：里子・実子・里親向け。1人1人声を聴いてグラフィックレコーディングに出し、振り返り、どうしていきたいかというのを一緒に考えていく。
<p>里親家庭への第三者関与の方法について</p>	<p>○子どもが声を出しやすい仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見を聴く人が変わってしまうと、関係性が一からになってしまう。人が変わらないということが、仕組みとしてつくれるといい。 <p>○里親家庭の丁寧な仕組みの理解促進・信頼感の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと交流中から、委託当初のまだ子どもとの関係性ができていない期間に、里親と子ども両方の声を継続して聴いていく人が必要。これは専門家なら誰でもいいという話ではなく、里親養育を実際に経験してどんな大変さがあるのかをわかった人や里親養育の最初の摩擦期間にどう支えたらいいのかがわかっている人でないと難しいだろう。 <p>○信頼感の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらの思いを一切入れずに情報をなるべく多く伝えて、その人が選ぶのを待つ。子どもが自分で選択すること、その結果を経験できることが重要。子どもが自分の人生のハンドルを握り直すことができる、自分の決断で失敗したり成功したりする機会を奪い取らないように支援する。 <p>○子どもの声の取り扱い等仕組みの見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの声に対して、できないことも含めてフィードバックする仕組みが大切。解決できないことをきちんと説明をしていくことで、信頼できる大人との関係を経験することができる。他者と良好な関係を築くロールモデルを獲得する。

【社会的養護のもとにある子どもの声を聴く実践ヒアリング】

一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事 川瀬信一 氏

<p>事業概要</p>	<p>○活動の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約の中に意見表明権が盛り込まれており、子どもの意見表明をサポートしていくという活動。 ・子どもにとって、例えば意見表明の土台となる必要な情報をきちんと提供してもらえなかったり、自分なりに声を上げて何も変わらなかったり、声を上げられないという経験が繰り返されてくことによって、人生にとってすごく深刻な影響を与えていると考えている。 <p>○一時保護所における訪問活動【導入】</p> <p>アドボカシーの全体説明（月2回） ポスターの掲示 おはなしポスト設置 ラポール形成 アドボカシーの説明（個別）</p> <p>○一時保護所における訪問活動【意見形成・表明支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドボケイトと話したい人はチケットを投函すると面談を予約することができる。 ・毎週土曜日2時間。4～7名が分かれて活動。延べ50回訪問 130件相談 ・新規入所者を対象としたアドボカシーの説明会、子どもの権利を知り考えるワークショップを月2回定期的実施。
<p>子どもアドボカシーの実践</p>	<p>○成果と課題（こどもの視点）</p> <p>[成果] 対話が安心感につながっている。意見を言っても良いことを実感。独立した立場が理解されている。秘密を守る存在としての信頼感。ケースワークへのはたらきかけ。</p> <p>[課題] 訪問時間、面談時間が短い。自ら相談できない児童への対応。プライバシーに配慮した声掛け。外国語やハンディキャップ対応。意見表明後のフォローアップ。</p> <p>○成果と課題（運用の視点）</p> <p>[成果] システム改善へのアプローチ。フォーマルアドボカシーの促進。アドボカシーの文化への貢献</p> <p>[課題] 権利擁護委員等との多機関連携。アドボケイトのケア。独立性の堅持と財源確保の両立</p> <p>○子どもの声の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の意見表明に対する対応は、毎週の訪問のときに、その後どうなったかということ子どもにその都度確認をし、その後の進捗確認や追加の意見表明の有無などのフォローアップを訪問のたびに実施。 ・子どもから開示してよいと承諾を得ているものに関しては、オープンな場で、その後の児童相談所側の対応状況を確認している。 ・子どもからの相談は、解決してほしいというよりは自分が直面している困難や状況を理解・共感してくれる他者というのがすごく大切。解決志向になりすぎてしまうと、子どもが本当は何を求めているのかというのを見失ってしまうことがある。答えがないことも多いので、そういうものに向き合い続けるということが大事。 ・解決した方がいいと思う内容でも、どうするか子どもに聴く。法に接触しないことに関しては、本人に断りなく職員に共有することもない。仮にそういう場合があったとしても、これはこういう理由でこの人に伝える必要があるんだということを子どもに説明して、その上で共有している。 ・子どもがいろいろな窓口、子どもにとっていろいろな形の、いろいろな距離感の窓口があって、このことはこの大人に伝えようとか、このことはこういうふうに伝えようと選択していることが大事である。
<p>里親家庭への第三者関与の方法について</p>	<p>○意見という言葉について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見というのは、参加をする権利の一つ。他にも意見を保留する権利とか、信託する権利とか、いろいろある。意見（声）を上げることがさきもすごくいいことのようにあまり強調し過ぎてしまうと、何か見落としてしまったり、子どもに寄り添えなくなったりする可能性があり、もう少し広く考えていく必要がある。 <p>○子どもが声を出しやすい仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもがどこで話したいかについて、ある程度相談でき、一緒にその場をつくれる視点があるといい。 ・里親の支援と里子への支援と、別に考えたほうが良いところと連動している部分がある。 ・子どもが声を上げやすい環境というのは、里親さんに余裕があったりとか、里親さんがサポートされていてとか、自分自身のケアをちゃんとされているという状態。 ・子どもが上げる声というのが、里親養育環境の様相を反映しているときもあるので、連動している部分もある。 ・一方で、里親家庭で虐待的な環境になってしまったときに、独立性や子の安全性・プライバシー・守秘を守りながら、子どもの声を聴けるのかは、連動できる部分とは分けて設計をしなければならない。

【社会的養護のもとにある子どもの声を聴く実践ヒアリング】

NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 安孫子健輔 氏

<p>事業概要</p>	<p>○事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡が、福岡市からの委託事業として子どもアドボカイト事業を実施。 ・ [対象] 児童養護施設（3 箇所＋地域小規模各 2 箇所）、児童心理治療施設（1 箇所）。一時保護所、里親家庭については調整中。 ・ [頻度] 週 1 回（地域小規模は隔週）2 人のアドボケイトが施設を訪問 ・ [実績] 5 月中旬から開始し、133 件実施済み。（三割程度面談実施） <p>○アドボケイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者 21 人 内 19 人女性。養成講座受講済実働は 40～50 代が多い。 ・ 若い世代のアドボケイトの参加が課題。大学との連携も一考。 ・ 2 グループをつくり、グループごとにチューターを置いている。トレーナー、スーパーバイズ（グループ SV、個別 SV、ピア SV）等のバックアップ体制を整えることが重要。アドボケイト間のコミュニケーションも大切。 <p>○活動報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動内容（面談・訪問のみ・説明）、面談場所、相談項目（分類チェック）、意見表明の有無、リスクチェック項目等をオンラインで報告。リスクがチェックされた場合には対応について別途確認。 ・ 福岡市へは、四半期ごとに件数、概要、訪問以外の取組等について報告。個別の事例は報告していない。施設や児童相談所の運営や制度が課題になっている案件等については研究会の場で共有し、話し合いをしていく。
<p>子どもアドボカシーの実践</p>	<p>○面接・制度周知の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アドボケイトの訪問予定日を共有し、子どもがリクエストカードをリクエストボックスに入れる形式。リクエストボックスの鍵はアドボケイトのみが所持している。 ・ 今後はオンラインでの予約や面談について検討中。 ・ アドボケイトは、現場では職員とはあえて話さず、独立性を担保している。別途、全体としてアドボケイトをどのように考えていくのかをテーマとする研究会を設けて、児童相談所や本庁の担当部署等への課題提示とフィードバックを行っている。 ・ 社会的養護以外の場所についても取り組み始めている。 <p>○子どもへのフィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの意見を代弁する場合は、子どもとその後の対応やフィードバックの方法についても事前に確認しながら進めている。本当にリスクが高いときは、流動的であっても、基本は子ども本人が伝えたいと思う人に伝えるということを大事にしている。 ・ 解決した件数や課題の大きさではなく、子どもが「自分でできた」「言えた」と思えることが大事である。そうした理解が委託者側に浸透していかないと目的にずれが生じてしまう。 <p>○里親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親からは、事前の導入説明をきちんとやってほしいという意見あり。 ・ きめ細かく丁寧に理解を得て行く必要がある。意見表明があった場合に、里親子の関係をフォローする体制が必要。 ・ 手挙げの主体は基本的には里子であるが、里親や児童相談所が子どもの背中を押す存在になるなど工夫がないとつながりにくい。 ・ 特に思春期以降において 1 対 1 の向き合いがしんどくて、里親側から第三者の関与を求める場合もある。 ・ 子どもが安心するためには、仕組みの継続性、媒体の利用しやすさ、秘匿性等が求められていく。 ・ 里親家庭の実子については、福岡では対象としていないが大切な視点。 ・ 一時保護中から対応を始める取り組みが良い。乳幼児等小さいうちからアドボケイトと接点を持つのは当たりまえ、意見表明するのが当たりまえという土壌作りが必要。 ・ どの距離にある人を安全と思い、話を聴いてもらいたいかは子どもによって様々である。多面的な距離の大人がかかわるのが最終的には理想だが、地域の実情に応じてできるところから始めていけると良い。